

## 1. 小豆島自治会規約の一部改正について

〈改正理由〉

小豆島自治会区費徴収規則を新規に定めたため。

### (1) 現行

第7条（入会）

- 4、 この会に入会した者は入会後半年を経て区費の支払いの義務が発生する。  
尚、区費の額については役員会で決定する。

### (2) 改正後

- 4、 この会に入会した者は区費徴収規則において、区費の支払いの義務が発生する。

附則

追加

この規約は令和5年4月1日から施行する。

## 2. 小豆島自治会区費徴収規則の設定について

### 小豆島自治会区費徴収規則

#### (1) 地区内の居住者の基礎徴収区費（全期分）

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ① 標準世帯   | 5,000 円                     |
| ② 同敷地内世帯 | 3,000 円（子供が同じ敷地内で住居している）    |
| ③ 高齢単身世帯 | 2,800 円（65 歳以上の一人暮らしの世帯）    |
| ④ 母子世帯   | 2,800 円（義務教育の子を養育する者）       |
| ⑤ 賃貸住宅   | 2,400 円（マンション、アパート等、警察官舎含む） |

上記以外の世帯等については、役員会において決定する。

但し、入会しない方については、地区内回覧、公報等の配布はしない

#### (2) 区費の徴収時期について

徴収時期は、毎年6月中旬から7月上旬とする。但し、会員等の都合でこの限りではない。

#### (3) 区費の支払い義務の発生について

この会は、前年度まで入会した者に対して、区費の支払い義務が発生する。